健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十九日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
いわみ薬局	岩美郡岩美町浦富七三四番地七	令和八年十一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十九日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町五七四番地	令和八年十月一日
ひまわり薬局鹿野店	鳥取市鹿野町今市一九〇〇―八	〃
ゆたに薬局	鳥取市吉成三―一二―二	令和八年十月十一日